

項目番号等										誤	正														
編	章	節	項	(1)	(ア)	(a)	①	㊦	表																
2	2	1	2						表2.2.5 注2	断熱厚さはJCDA0009多湿箇所等に使用する場合は特記による。	断熱厚さはJCDA0009の規定によるが、多湿箇所等に使用する場合は特記による。														
2	2	5	13	(7)						溶剤、油性マーキング、調合ペイント、軟質塩化ビニル	溶剤、合成樹脂調合ペイント、軟質塩化ビニル														
2	2	5	14	(8)						溶剤、調合ペイント、軟質塩化ビニル	溶剤、合成樹脂調合ペイント、軟質塩化ビニル														
3	1	1	1	2	(イ)	(d)				燃料装置の燃焼制御方式	燃焼装置の燃焼制御方式														
9	6	2	9		(ア)				表9.6.1	<table border="1"> <caption>表9.6.1 設計用水平標準震度</caption> <thead> <tr> <th>設置階</th> <th>設計用水平標準震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2階以上(上層階、屋上及び塔屋を含む。)</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>1階及び地階</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table>	設置階	設計用水平標準震度	2階以上(上層階、屋上及び塔屋を含む。)	0.6	1階及び地階	0.4	<table border="1"> <caption>表9.6.1 設計用水平標準震度</caption> <thead> <tr> <th>設置階</th> <th>設計用水平標準震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階及び屋上</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>地階及び1階</td> <td>0.4</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 上層階とは、地下階を除く階数が2～6階建の建築においては最上階、地下階を除く階数が7～9階建の建物においては上層2階、地下階を除く階数が10～12階建の建物においては上層3階、地下階を除く階数が13階建以上においては上層4階のことをいう。 2. 中間階とは、地下階及び1階を除く各階で、上層階に該当しない階のことをいう。 3. 防振支持及び固定支持共に同じ水平標準震度とする。</p>	設置階	設計用水平標準震度	上層階及び屋上	1.0	中間階	0.6	地階及び1階	0.4
設置階	設計用水平標準震度																								
2階以上(上層階、屋上及び塔屋を含む。)	0.6																								
1階及び地階	0.4																								
設置階	設計用水平標準震度																								
上層階及び屋上	1.0																								
中間階	0.6																								
地階及び1階	0.4																								
9	6	2	9		(ウ)				<p>(ウ) 設計用鉛直震度は、表9.6.2の設計用鉛直標準震度に、特記した地域係数を乗じて求めたものとする。</p> <table border="1"> <caption>表9.6.2 設計用鉛直標準震度</caption> <thead> <tr> <th>設置階</th> <th>設計用鉛直標準震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建築物の中間階超え</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>建築物の中間階以下</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table>	設置階	設計用鉛直標準震度	建築物の中間階超え	0.3	建築物の中間階以下	0.2	<p>(エ) 設計用鉛直震度は、表9.6.2の設計用鉛直標準震度に、特記した地域係数を乗じて求めたものとする。</p> <table border="1"> <caption>表9.6.2 設計用鉛直標準震度</caption> <thead> <tr> <th>設置階</th> <th>設計用鉛直標準震度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上層階及び屋上</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>中間階</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>地階及び1階</td> <td>0.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1. 上層階とは、地下階を除く階数が2～6階建の建築においては最上階、地下階を除く階数が7～9階建の建物においては上層2階、地下階を除く階数が10～12階建の建物においては上層3階、地下階を除く階数が13階建以上においては上層4階のことをいう。 2. 中間階とは、地下階及び1階を除く各階で、上層階に該当しない階のことをいう。 3. 防振支持及び固定支持共に同じ水平標準震度とする。</p>	設置階	設計用鉛直標準震度	上層階及び屋上	0.5	中間階	0.3	地階及び1階	0.2	
設置階	設計用鉛直標準震度																								
建築物の中間階超え	0.3																								
建築物の中間階以下	0.2																								
設置階	設計用鉛直標準震度																								
上層階及び屋上	0.5																								
中間階	0.3																								
地階及び1階	0.2																								
9	6	2	9		(エ)				<p>(エ) 層間変形角は1/100とする。ただし、建物の層間変形角の値を使用することができる。</p>	<p>(オ) 層間変形角は「地震その他の震動によってエスカレーターが脱落するおそれがない構造方法を定める件」(平成25年国土交通省告示第1046号)によるものとする。</p>															
10	2	2	11						表10.2.2 注	搬器降下制限装置及び自然降下防止装置	搬器降下制限装置及び自然降下保護装置														